

图 1

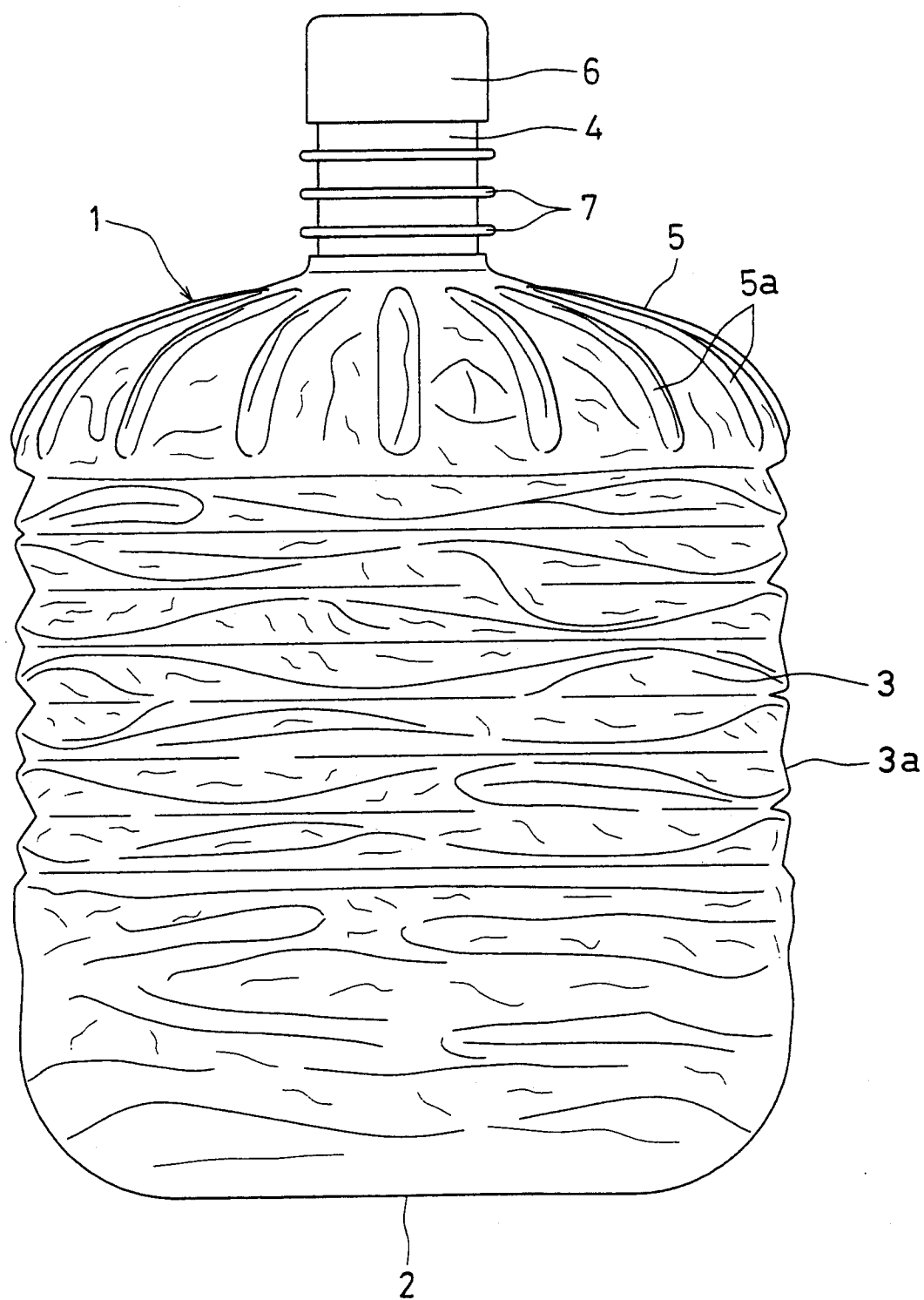


图 2

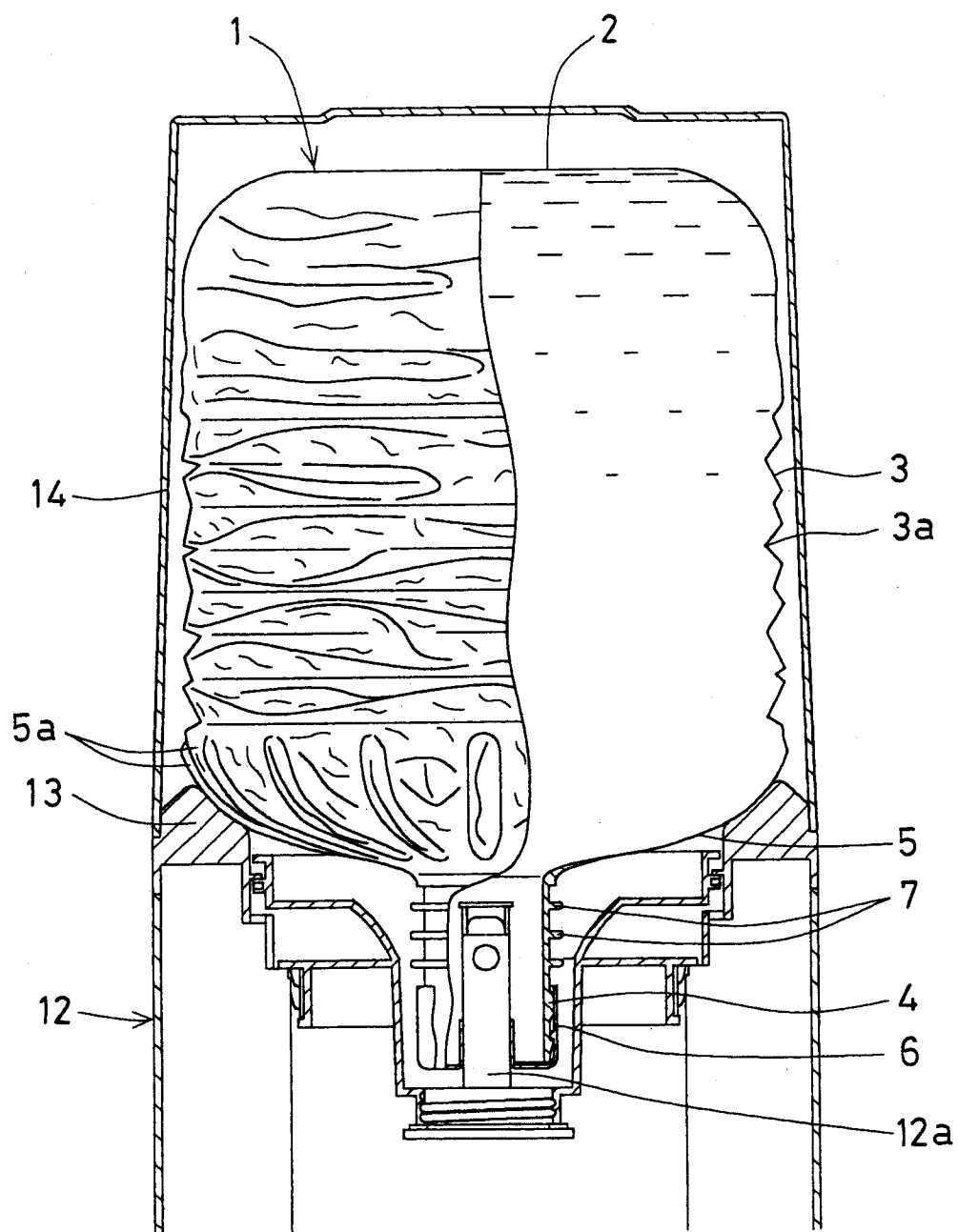


図 3

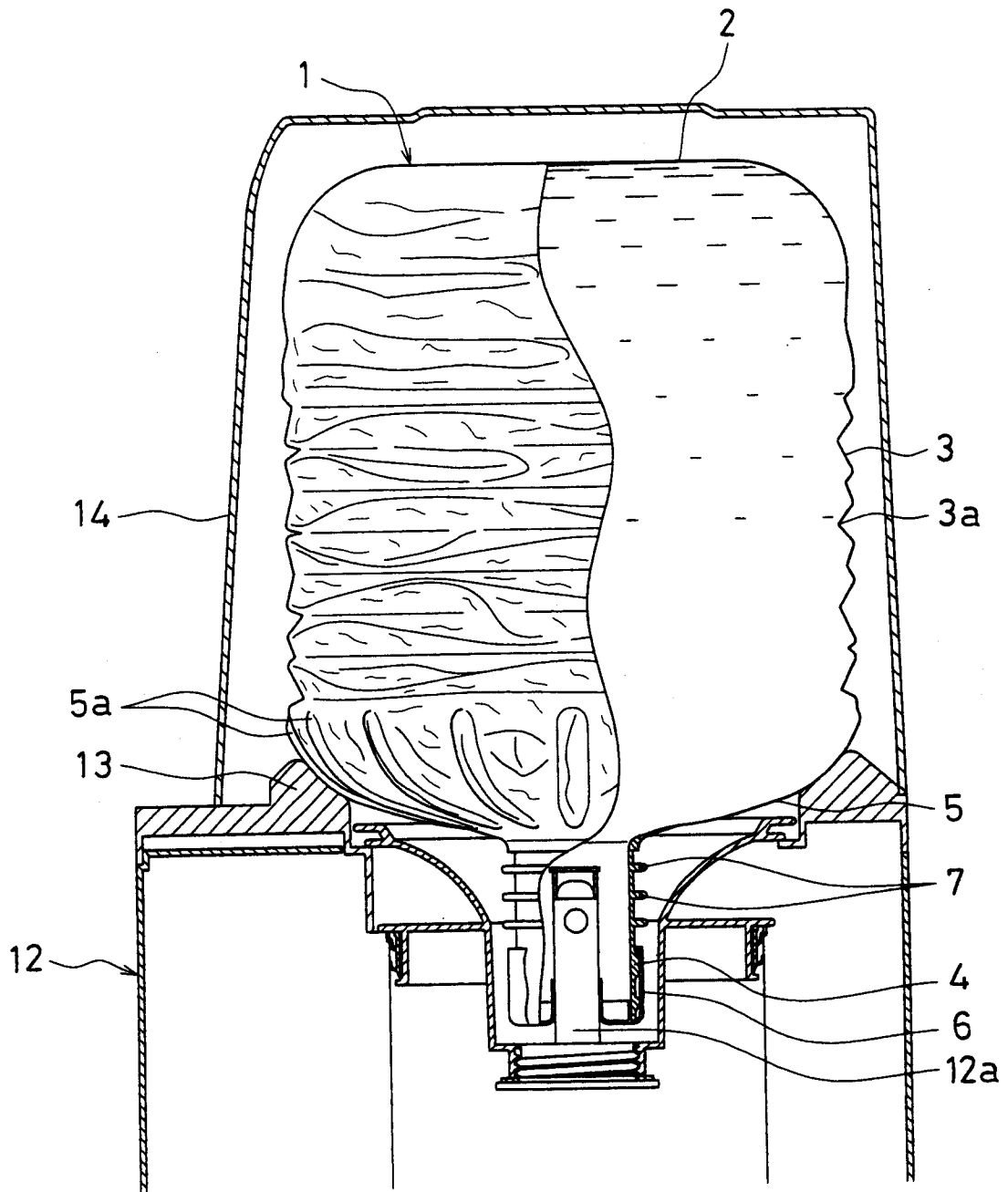
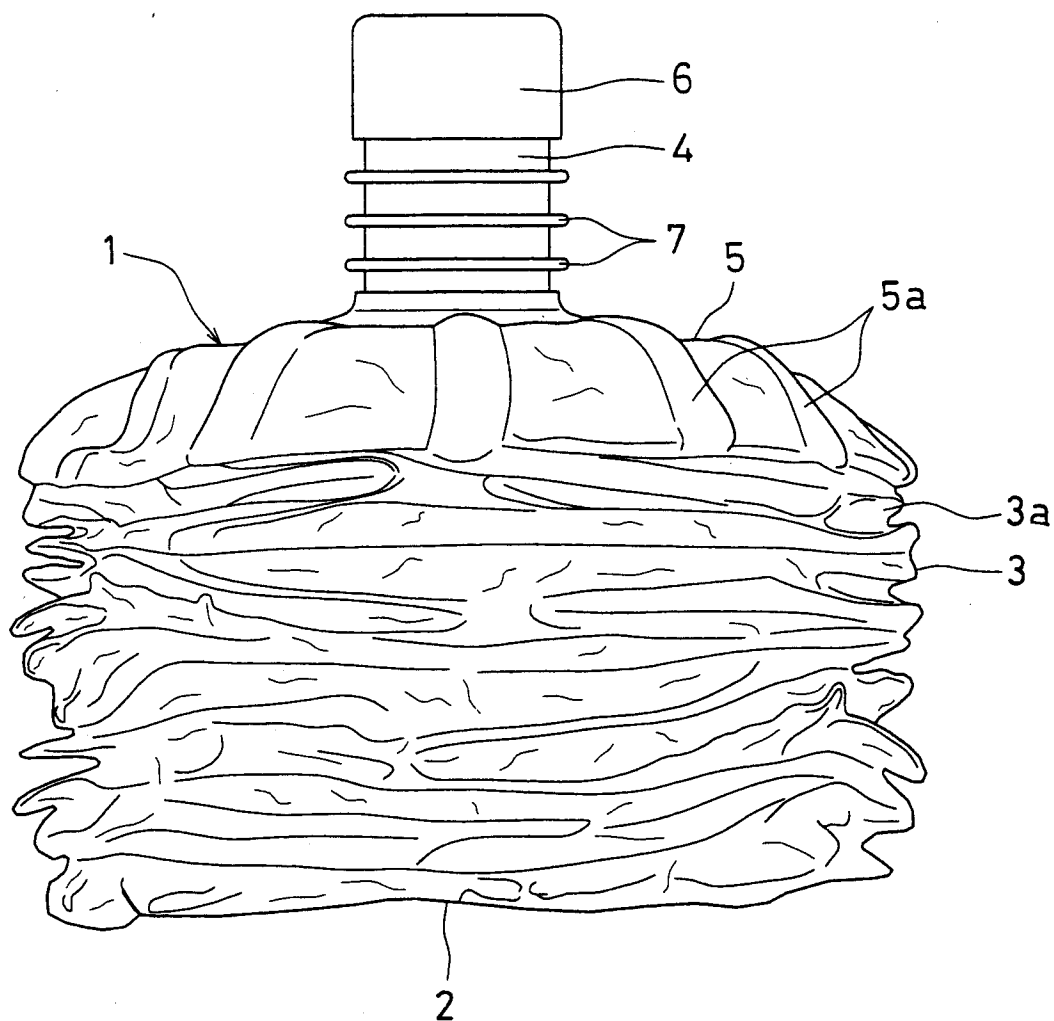


图 4



別紙

イ号物件の構成（原告の主張）

- a 底部 2 と，側壁部 3 と，飲料水の出し入れ口となる筒口部 4 が設けられた頂部 5 とからなる。
- b 筒口部 4 を下向きにした状態で，ウォーターサーバー 1 2 の供給口 1 2 a に筒口部 4 を接続して使用される。
- c 内部に充填された飲料水をウォーターサーバー 1 2 に供給するためのカートリッジ容器 1 である。
- d 側壁部 3 を含むカートリッジ容器 1 全体が P E T 樹脂で一体成形されている。側壁部 3 は，上下方向に伸縮可能な蛇腹部 3 a を設けて，折り畳み可能としている。筒口部 4 を上向きにした状態でカートリッジ容器 1 全体が自立する。
- e 筒口部 4 には，筒口部 4 を上向きにした状態でカートリッジ容器 1 を吊り下げて係止する鏢部 7 が設けられている。
- f カートリッジ容器 1 はブロー成形によって，筒口部 4 を含む頂部 5，側壁部 3 及び底部 2 が一体形成されている。頂部 5 のうち筒口部 4 及び筒口部 4 の周りの少なくとも容器外径の 7 0 % よりも内側に位置する部分は，0. 2 m m 以上の厚みを有する。頂部 5 には筒口部 4 を中心として側壁部 3 に向かって等間隔に放射状に延びる 1 6 本の隆起したリブ 5 a が形成されている。
- g ウォーターサーバー 1 2 にセットしたときに，筒口部 4 の周りの頂部 5 は，前記各リブ 5 a が，ウォーターサーバー 1 2 の供給口 1 2 a の周りに環状に設けられた受け体 1 3 に接触して支持される。ウォーターサーバー 1 2 への飲料水の供給を開始する前は，側壁部 3 は，ウォーターサーバー 1 2 の供給口 1 2 a の周りに設けられた略円筒状の硬質カバー 1 4 に未接触に囲われ，ウォーターサーバー 1 2 への飲料水の供給を開始した後は，飲料水が供給さ

れるに従ってカートリッジ容器 1 が不均一に圧縮されて傾き，側壁部 3 が硬質カバー 1 4 に接触する。

h ウォーターサーバー 1 2 用のカートリッジ容器 1 である。

別紙

ロ号物件目録

イ号物件に飲料水を充填した製品

(商品名：「朝霧のしずくプレミアム」 12リットルボトル )

以上